

## 名板に関する特記仕様書

### 1 設置位置

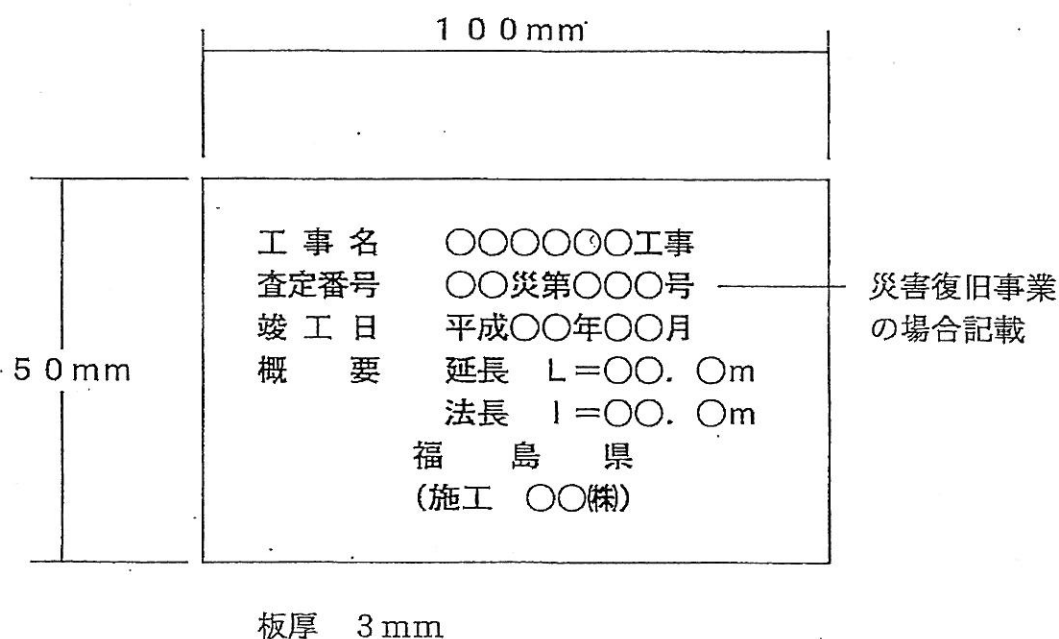
- ・起点側端部を原則とし、小口止上部や天端部等、竣工後確認が容易な箇所に設置する。ただし、延長が長い場合は、500mに1箇所程度設置する。

### 2 標示板の材質

- ・真鍮もしくは、アルミタイプとする。

### 3 寸法及び記載事項

- ・下図のとおり



注) 概要は、工事概要により適宜変えるものとする。(根固ブロック個数等)